

# 議員全員協議会

日 時	令和 8 年 1 月 13 日（火） 閉会中	9時49分 開会 10時07分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 原口康之      副議長 15 番 谷口恵世	
	1 番 中山尚大	2 番 篠崎朗子      3 番 荻田信行
	4 番 畑 政之	5 番 出縄耀戸      6 番 菅沼保弘
	7 番 鈴木長馬	8 番 石山和生      9 番 絹村智昭
	10 番 名波和昌	11 番 加藤 彰      12 番 木村正利
	13 番 松下定弘	14 番 濱崎一輝
欠席議員		
事 務 局	局長 前田明人      次長 浅井大典      総括主幹 原口 亨 書記 中田 綾	
説 明 員		
傍 聴		

署名 \_\_\_\_\_ 議長

開会の宣告

○議長（原口康之君）

それでは定刻となりましたので、議員全員協議会を始めたいと思います。

2 協議事項 (1) 台風15号に伴う竜巻災害に関する意見書（案）について

○議長（原口康之君）

昨日は11日、12日と皆さんイベントのほうに参加していただいて、ありがとうございます。

早速ではありますが、協議事項に入っていきたいと思います。

(1)として、台風15号に伴う竜巻災害に関する意見書（案）についてということで、資料1のほうをお願いいたします。

この件については、令和7年9月に発生した台風15号に伴う国内最大級とされる竜巻等大災害により甚大な被害となりました。これまでの地震や豪雨等の災害と異なり、実際の被害と現行の災害復旧被災者支援の制度では、対応が困難という事例が多く発生していることから、議会としても国に対し意見書を提出したいとの思いから、議運に諮り、協議を行った結果、意見書を提出するという事になったことから、これは全員に諮りたいと考えています。

まずは、意見書を提出するかどうかについての意見があれば、皆さんのほうからお願いいたします。

中山委員。

○（中山尚大君）

意見書を提出するというのは、私はもちろんいいと思うんですけども、提出した後のフォローアップみたいなことで、提出した後こういうふうに具体的にどこを対応していただいたかとかというのは、後に確認したりとか尋ねたりとかするというような段取りは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（原口康之君）

今の件ですけれども、これは国とか衆議院に対して、なので、どんな対応になるかというのは、少しいろんな部分で、結果を問い合わせるという部分、そこら辺。

事務局のほうから、よろしく申し上げます。

○事務局長（前田明人君）

こういうような意見書につきましては、関係部署には送付はするんですけども、フォローアップといいますか、これがどういう状況になっているというものを個々に確認するということはありません。ですから、提出した案件について市のほうで確認することになれば、国の動向等を注視して、制度化されていくかどうかというような確認をしていくというような判断しかないかなというふうに思っています。

○議長（原口康之君）

よろしいですか。

ほかに何か。

[「なし」と言う者あり]

**○議長（原口康之君）**

ないようでしたら、提出という方向で進めさせていただきます。

[「異議なし」と言う者あり]

**○議長（原口康之君）**

意見書提出を今、了承いただいたので、事務局より意見書の案を読み上げていただきたいと思います。

次長。

**○事務局次長（浅井大典君）**

資料の1をご覧ください。

それでは読み上げをさせていただきます。

災害復旧・被災者支援に関する制度見直し等を求める意見書。

近年、全国各地で地震、豪雨、台風、竜巻などの自然災害が頻発化・激甚化し、住宅の全壊・半壊のみならず、部分的な損壊等により長期の避難生活を余儀なくされ、早期の生活再建や事業活動再建が進まない被災者が多数生じている。

令和7年9月、台風15号が静岡県沖を東進し、静岡県内各地に被害を及ぼした。牧之原市をはじめ、県中部地区を中心に竜巻が発生し、国内最大級とされる甚大な被害が発生した。国内に前例がない被害により、これまでの災害復旧・被災者支援に関する制度では、対応が困難な事例が生じている。

被災された住民の1日でも早い生活再建に向けて取り組んできたところであるが、より迅速かつ効率的に復旧を進めるため、下記の点について要望する。

1、被災者生活支援再建支援金制度の拡充について。

住宅再建費用や生活再建に要する費用が高騰している現状を踏まえ、被災者生活再建支援金の基礎支援金及び加算支援金を大幅に引き上げるとともに、加算支援金における「建設・購入」と「補修」との差をなくすこと。

また、現行制度において対象外である損害割合20%台の半壊世帯においても支援金の支給対象とし、実態に即した柔軟な支援を行うこと。

2、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の見直しについて。

（1）風害に係る調査の簡略化（外観目視調査の導入）について。

被災者の生活再建や復旧・復興を速やかに進める視点から、地震や水害と同様に、外観目視による第1次調査を導入し、被害認定調査及び被災者支援を迅速化できるよう制度を見直すこと。

（2）屋根等の損傷に係る部位別構成比の見直しについて。

木造住宅における屋根に係る判定基準や、非木造の住家における屋根や壁の損失判定など、被害判定の基準が被災者の生活実態や実感に必ずしも即していない事例があった。被害の実態に合致するよう、部位別の構成比や判定基準を見直すこと。

3、災害に係る非木造の住家被害認定調査員の育成について。

非木造の住家被害認定調査員が全国的に不足しており、調査員の確保に苦慮した。今後

の災害に備え、非木造の住家被害認定調査員の育成強化を行うこと。

4、公費解体制度の拡充について。

現在の制度では、公費解体は全壊、半壊以上は廃棄物の運搬・処分が制度の対象となる。迅速な生活再建を進めるため、半壊以下の被害家屋への支援を拡充すること。

5、農業被害の農業施設に対する支援について。

被災者の復興・再建への道を閉ざさず、被災前の水準で早期に営農が再開できるよう農地利用効率化等支援交付金における支援被害額の上限額を撤廃すること。

6、中小企業者・小規模事業者の事業活動再建に向けた支援について。

被災した事業者が事業活動の再建に取り組む経費について、活用できる制度を創設すること。

7、自衛隊派遣要請（緊急性、公共性、非代替性）の明確化等について。

市及び県の災害対応能力を持っても対応できない災害等において、自衛隊の災害派遣制度による派遣要請が考えられるが、派遣に係る要件である緊急性、公共性、非代替性の判断基準を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する、ということであります。

また、上記内容を踏まえまして、下記記載の衆議院議長から内閣府特命担当大臣（防災宛）あてと宛先をしております。

読み上げは以上です。

**○議長（原口康之君）**

内容のほうは以上となりますけど、これを確認した上で皆さんのほうからご意見があれば、お願いいたします。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**○議長（原口康之君）**

特にないようでしたら、この案をもって決定していきたいと思います。

それでは、この件について発議することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（原口康之君）**

挙手全員ということで、ありがとうございます。

それでは、賛成の方は終了後、また署名のほうをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと一点、発議者になりますけど、発議者は慣例により副議長ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

---

## 2 協議事項 （2） 臨時会の招集請求について

**○議長（原口康之君）**

それでは次に、臨時会の招集請求についてということで、資料2、これは事務局のほうから説明をお願いいたします。

次長。

**○事務局次長（浅井大典君）**

資料2をご覧ください。

先ほど臨時の議会運営委員会において、意見書及び今事件となっております臨時会の招集請求について協議したところでありますけれども、議会側が議決を求めるために臨時会、まず臨時会と定例会ということが考えられるわけなんですけれども、先ほど議運でも協議した結果、まず既に県議会のほうでも、こういった被災者支援に関する意見書を昨年12月19日に国のほうに議決をして提出。また、先般1月7日に西部地区の議長会においても、牧之原市議会から、こういった被災者支援に関する内容の議案を西部地区の議長会のほうにも提出をしてあると。可決もしているということ踏まえまして、市議会としても、より早く連携という意味も踏まえまして、早期に提出したほうがよいという判断に至りました。

そういうことを踏まえまして、今度の定例会を待つよりも、臨時会で速やかにやったほうがよいという判断、結果を基に、今度は臨時会の請求という手続に入るわけなんですけれども、議会側から臨時会の招集を求める場合には、地方自治法の第101条の第2項に規定があります。議長は、議会運営委員会の議決をもって市長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会を招集することができるという規定がございますので、こちらのほうを先ほど議会運営委員会のほうで了承されたということで、臨時会の請求をするということになりました。

この資料2になりますけれども、こちらが先ほど協議の結果、請求することとなった、一応案と書いてございますけれども、請求書となります。

記載のとおりですけれども、付すべき意見といたしましては、今ご協議いただいた台風15号に伴う竜巻等災害に関する意見書についてということと、委員会の閉会中の継続調査についてと、二つの事件を会議に付すべき事件といたしまして、地方自治法の第101条第2項の規定により請求するというところで、請求のほうをいたします。

また、日程についても併せまして協議を議会運営委員会のほうでしたところなんですけれども、直近で臨時会ということで、当局側、議会側とも調整をかけたところなんですけれども、もともと1月19日には議員全員協議会の定例のものが予定されておって、議員の皆様をはじめ、当局側も市長をはじめ、部長職等もその日は全員協議会ということで予定がもともと、議会对応ということで予定しておるものですから、1月19日で臨時会の調整をかけて、基本的にはこの1月19日の9時からということで今調整をかけているところがありますので、また正式に決まりましたら、LINE WORKS等を通じて、決まり次第お知らせさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

**○議長（原口康之君）**

ここままで何か質問等ありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**○議長（原口康之君）**

特にないようですね。

---

5 その他 （1） 浜岡原子力発電所の不適切事案に係る中部電力からの説明について

**○議長（原口康之君）**

それでは、3番のその他というところで、浜岡原子力発電所の不適切事案に係る中部電力からの説明についてということで、もともと、現状は皆さん報道等で、浜岡原子力発電所の不適切事案については報道のとおりということで、今、近隣市町ともいろんな情報交換をしているというところであります。

その件について、1月20日に新人研修を予定しているところではありますが、今の現状だと受入れもできないというところで、この日は新人研修をまず一回中止にするというところで申し入れがあったものですから、中止ということで決定したいと思います。

それで、今、新人研修を9時から予定しているところではあるんですけど、そこへ中部電力のほうから、今回の不適切事案に関しての説明をさせていただきたいというところを調整したところ、20日が一番適切な時期じゃないかということで、ここへ中部電力からの説明会を振り替えるという形を取りたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**○議長（原口康之君）**

特に問題がないようでしたら、そういった形で1月20日は進めたいと思います。

荻田議員。

**○3番（荻田 信行君）**

時間はまだ未定ですか。1月20日の。

**○議長（原口康之君）**

11時から。

**○3番（荻田 信行君）**

11時。分かりました。

**○議長（原口康之君）**

よろしいですか。

中山議員。

**○1番（中山尚大君）**

関連で。大体どれぐらいの時間を想定していらっしゃるんですか。

**○議長（原口康之君）**

事務局長。

**○事務局長（前田明人君）**

説明会の説明の時間ですけれども、中部電力のほうからは、おおむね説明のほうに30分ぐらいかかるのではないかなというようなことです。それで、その後、質疑等の時間も設けるので、45分から1時間ぐらい、そのぐらいを一応見込んでいるというようなことと聞いております。

以上です。

**○議長（原口康之君）**

それでは、原子力発電所のご説明については、全員協議会でやるということで確認したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**○議長（原口康之君）**

この件に関しては、重大な件ということで、マスコミなども注目されていることから、オープンな形でやらせていただきたいということで、全協ということでお願いをしたいと思えます。

以上になりますが、皆さんのほうから何かありましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

**○議長（原口康之君）**

特にないようでしたら、これで全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでした。

〔午前 10時07分 閉会〕